

第1節 鉄道災害応急対策

関係機関	公民協働推進室、消防本部、和泉警察署、西日本旅客鉄道(株)、泉北高速鉄道(株)
------	---

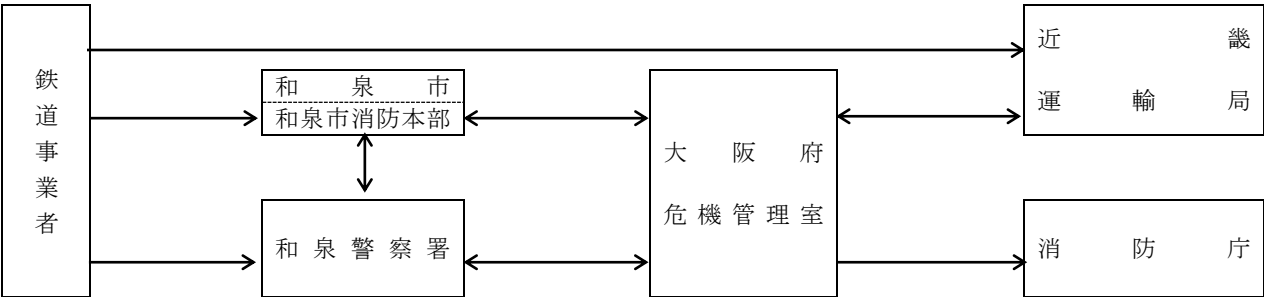
市は、鉄軌道事業者、府その他の防災関係機関と相互に連携して、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

鉄道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、府事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。